

中札内村規則第 7 号

中札内村犯罪被害者等支援条例施行規則の制定について

中札内村犯罪被害者等支援条例施行規則を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

中札内村長 森田 匡彦

中札内村犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中札内村犯罪被害者等支援条例（令和7年中札内村条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は傷害をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡の原因となり得るものを含む。
- (3) 住民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本村の住民基本台帳に登録されている者をいう。
- (4) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (5) 犯罪被害者等支援金 条例第8条に規定する支援金をいう。

(住居提供の対象者等)

第3条 条例第7条に規定する支援の対象は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者（犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点において住民であった者に限る。以下この号、第4条第2項、第5条第1項第3号、第7条第1号及び第10条において同じ。）及びその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は犯罪被害者の2親等以内の親族若しくは犯罪被害者と生計を一にしている親族で住民である者
- (2) 次のいずれかに該当すると村長が認めた者
 - ア 犯罪被害により収入が減少し生計維持が困難となった者
 - イ 現在の住居又はその付近において犯罪行為が行われたために当該住居に居住し続けることが困難になった者

(犯罪被害者等支援金の種類及び額)

第4条 犯罪被害者等支援金の種類は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める額を一時金として支給する。

- (1) 傷害支援金10万円
 - (2) 遺族支援金30万円
- 2 傷害支援金は、犯罪被害者（医師の診断により1か月以上の加療を要するものに限る。）に対し支給する。
- 3 遺族支援金は、犯罪被害者の第1順位遺族（次条第3項の規定による第1順位の遺族をいう。以下同じ。）で住民である者に対し支給する。
- 4 前項の場合において、犯罪被害者が住民でない場合は、その遺族が当該犯罪被害者の死亡の原因となった犯罪行為が行われた時点において住民であり、かつ、当該犯罪被害者の配偶者又は当該犯罪被害者の収入により生計を維持していた1親等の親族であるときに限り、遺族支援金を当該犯罪被害者の第1順位遺族に支給する。
- 5 第1順位遺族が2人以上あるときは、遺族支援金の額は、第1項第2号の規定にかかわらず、同号に定める額をその人数で除して得た額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族支援金の支給を受けることのできる遺族は、犯罪被害者の死亡の時点において次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（犯罪被害者が住民でない場合にあっては、当該犯罪被害者の子及び父母）
- (3) 犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（前号に該当するものを除く。）

2 犯罪被害者の死亡の時点において胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、当該胎児であった子は、その母が犯罪被害者の死亡の時点において当該犯罪被害者の収入によって生計を維持していた場合は同項第2号の子と、その他の場合は同項第3号の子とみなす。

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあってはそれぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

（犯罪被害者等支援金の支給申請）

第6条 犯罪被害者等支援金の支給を受けようとする者は、次条及び第8条で定めるところにより、村長に申請するものとする。

2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、これをすることができない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（傷害支援金の申請）

第7条 傷害支援金の支給の申請をしようとする者は、傷害支援金支給申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害者の傷害の状態及び加療を要する日数に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類
- (2) 犯罪行為が行われた時点において、住民であったことが確認できる住民票の写し又は戸籍の附票の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

（遺族支援金の申請）

第8条 遺族支援金の支給の申請をしようとする者は、遺族支援金支給申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類
 - (2) 申請者の氏名、生年月日、犯罪被害者との続柄が記載された戸籍全部事項証明書若しくは戸籍個人事項証明書又はその他の証明書
 - (3) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、その死亡の時点において事実上婚姻関係と同様の事情にあるときは、その事実を証明することができる書類
 - (4) 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
 - (5) 申請者が第4条第4項又は第5条第1項第2号に該当する遺族であるときは、犯罪被害者の死亡の時点において当該犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明することができる書類
 - (6) 犯罪行為が行われた時点において、住民であったことが確認できる住民票の写し又は戸籍の附票の写し
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
- （犯罪被害者等支援金の支給制限）

第9条 村長は、次に掲げる場合には、犯罪被害者等支援金の支給をしないことができる。

(1) 犯罪行為が行われた時点において、加害者と犯罪被害者又はその第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者）との間に、次のアからエまでのいずれかに該当する関係があった場合

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。）

ウ 3親等以内の親族

エ 同居の親族

(2) 犯罪被害者又はその第1順位遺族に次のアからウまでのいずれかに該当する行為があった場合

ア 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者又はその第1順位遺族に次のアからウまでのいずれかに該当する事由があった場合

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を与えたこと。

(犯罪被害者等支援金の支給に関する特例)

第10条 傷害支援金の支給を受けた犯罪被害者が当該支給を受けた傷害支援金の原因となった犯罪行為により死亡した場合における遺族支援金の支給については、当該傷害支援金と遺族支援金との差額を支給するものとする。ただし、犯罪被害を受けた日から1年以上経過して死亡した場合は、この限りでない。

(犯罪被害者等支援金支給の適否審査)

第11条 村長は、犯罪被害者等支援金の支給の適否を、第7条及び第8条に規定する申請及びその被害が犯罪行為に起因するものであることの関係機関への調査により審査するものとする。

(犯罪被害者等支援金の審査結果通知)

第12条 村長は、犯罪被害者等支援金の支給の適否を決定した場合は、犯罪被害者等支援金審査結果通知書（様式第3号）によりその内容を申請者に通知しなければならない。

(犯罪被害者等支援金の返還)

第13条 村長は、偽りその他不正な手段により犯罪被害者等支援金の支給を受けた者があるとき又は犯罪被害者等支援金の支給後において、第9条の規定に該当することが判明したときは、当該犯罪被害者等支援金の全部又は一部を返還させるものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。